

令和6年度 新潟市地域福祉計画策定・推進委員会

日時	令和6年11月29日（金）午前10時～正午
会場	市役所 本館3階 対策室1
出席委員	石橋富美世委員、稲田泰紀委員、蛭原勝委員、帯瀬利明委員、 尾身博人委員、桑野昌道委員、土田正榮委員、鍋島博之委員、 平井久次委員、藤瀬竜子委員、堀田伸吾委員、丸田秋男委員（委員長）、 本村美八留委員（副委員長）、矢田千恵子委員 (計14名)
傍聴者	なし
次第	1. 開会 2. あいさつ 3. 新任委員紹介 4. 議事 (1) 第3期新潟市地域福祉計画の令和3年度の進捗状況 5. 閉会

会議録

(司 会)

ただいまより、令和6年度、新潟市地域福祉計画策定・推進委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多用の中、お集まりいただきまして、厚くお礼申し上げます。私は福祉総務課の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、当委員会につきましては、先ほどお配りさせていただいております開催要綱第1条にあるとおり、計画の策定及び推進するにあたり、計画の策定及び進行管理と評価に関すること、計画実践の支援に関することなどにつきまして、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取するため、開催するものです。本日、ご出席の委員の皆様におかれましては、それぞれの立場からご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、会議の公開及び議事録の取り扱いについてですが、本市の指針によりまして、原則として公開することとしております。また、傍聴が可能となっております。会議の内容につきましても、議事録を作成し、後日、ホームページなどで公開することとなっております。議事録作成のため録音させていただきますことを、ご承知おき願います。

本日の会議は、2時間程度を予定しております。

それでは、次第2としまして、福祉部長の今井よりごあいさつ申し上げます。

(福祉部長)

おはようございます。福祉部長の今井です。

本日は、ご多用の中、また、足下が悪い中、新潟市地域福祉計画策定・推進委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年度は、本計画の中間評価と、それから重層的支援体制整備事業実施計画を盛り込んだ形で本計画の見直しを実施し、委員の皆様からご意見を頂戴しながら進めてまいりました。当初の予定では、昨年度、2月に3回目の委員会を開催する予定でしたが、1月1日に発生しました令和6年能登半島地震の対応により、3月に書面開催とさせていただきました。そのときは、年度末のご多忙のところご対応いただきまして、誠にありがとうございました。

本日は、およそ1年ぶりの対面での開催となります。今ほど申し上げました重層事業をはじめとする令和5年度の計画の進捗状況について、報告をさせていただきます。委員の皆様には、地域福祉のより一層の推進のため、忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、次第の3としまして、新任の委員の方がいらっしゃいますので、ご紹介させて

いただきます。

委員名簿の順に従いまして、まず、新潟地方検察庁統括捜査官の尾身委員です。

(尾身委員)

新潟地方検察庁統括捜査官で、被害者支援と社会復帰支援を担当しております、尾身と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございます。

続きまして、新潟市地域包括支援センター小新・小針センター長、矢田委員です。

(矢田委員)

西区にあります新潟市地域包括支援センター小新・小針の矢田と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございます。

新任委員の方につきましては、以上です。

なお、本日は大沢委員、村山委員、八木委員がご都合によりご欠席です。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

福祉総務課長の武藤です。

(福祉総務課長)

お世話になっております。武藤と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

保護室長の高橋です。

(保護室長)

どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

担当係長の成田です。

(事務局)

成田と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

担当の関根です。

(事務局)

関根です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

同じく、齊藤です。

(事務局)

齊藤です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

また、本計画の関係課としまして、障がい福祉課、高齢者支援課、地域包括ケア推進課、子ども政策課、こども家庭課、幼保運営課、幼保支援課、こころの健康センター、住環境政策課、契約課の職員も出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事は丸田委員長より進行していただきたいと思います。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、福祉部長は退席とさせていただきます。

それでは、委員長、ご進行をよろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

では、委員の皆様、よろしくお願いいたします。先ほど部長からもお話がありましたように、1年ぶりの開催となりますので、是非、活発なご意見をいただきたいと思います。

なお、時間が2時間といいながらも、実質90分程度くらいしかないのではないかと思いますので、施策1から施策の5まで施策ごとに区切りながら説明していただいて、委員の皆様から進捗状況等に関する質問、ご意見をいただきたいと思います。

進行の関係がありますので、ある施策のところで時間がかなり必要になってまいりましたら、私から次に進めるようなこともさせていただきますので、どうぞご了解いただきたいと思います。

では、早速ですが、次第に沿って議事を進めてまいります。

議事の(1)第3期新潟市地域福祉計画の令和5年度の進捗状況について、施策ごとに事務局から説明をお願いいたします。まずは、施策①についてお願いします。

(事務局)

それでは、改めまして、福祉総務課の成田と申します。私から、令和5年度の進捗状況について説明させていただきます。

先日送付いたしました、右上に資料と書いてありますA3の資料をご覧ください。こちらは全部で7ページあります。こちらの表は各施策の取組内容、事業概要、指標、指標の目標と実績、評価、そして、令和5年度の取組状況、そして、取組内容への課題と対応策などを記載しており、関係課から作成いただいた調書を取りまとめたものになります。設定しています指標及び目標については、各施策の推進のため取り組むものとして、計画改定時の本委員会において定めたもの及び昨年度実施しました本計画の見直しにおいて定めたものになっております。

指標の評価区分については、右上に記載されている四角囲みになっているところですが、Aが予定より進んでいる、Bが概ね予定通りに進んでいる、Cが予定より遅れている、それに加えて、評価不可のものについては横棒の表示となっております。評価の基準については、各所属の判断等になっているところもありますので、その点をご容赦いただければと思います。

それでは、施策ごとに説明させていただきます。

最初に、施策①地域福祉に関する事業の推進です。こちらは六つの取組みがあります。一番上、一つ目のコミュニティソーシャルワーカーの活動支援ですが、こちらは後ほど施策⑤の重層的支援体制整備事業の推進の多機関協働事業と同じ指標のため、こちらは後ほど説明させていただきます。

次に、二つ目、地域福祉コーディネーター育成事業です。自ら解決できない問題があった場合に、ほかの福祉専門職ですとかCSWへのつなぎ役を育成するものになります。指標については、地域福祉コーディネーターの育成総数になっています。令和5年度は累計1,605人の目標に対して実績は1,504人となっており、評価はBとなっています。取組状況につきましては、育成研修やフォローアップ研修を行い、同業者間で情報交換を行いました。課題と対応策については、必要に応じて研修内容を見直し、さらなる受講者の増加を図っていきます。

次に、三つ目の高齢者等あんしん見守りネットワーク事業です。地域住民や登録事業者による見守りの中、異変があった場合には迅速に対応できるネットワークを構築するものになります。指標については、ネットワーク登録事業者数となっております。令和5年度は年度末時点で423者の目標に対して実績は346者となっており、評価はCとなっています。取組状況につきましては、ホームページにて制度の周知や圏域ケア会議での連携強化、異業種交流セミナーでの社会貢献意識の向上などを行っています。課題と対応策についてですが、周知方法を検討するとともに、事業者と福祉専門職が平時から連携できるような交流の機会を設けていきます。

四つ目です。民生委員・児童委員の活動支援です。指標については、活動を補佐するパートナーとしての民生委員協力員数となっております。令和5年度は年度末時点で75人の目標に対して実績は67人となっており、評価はCとなっています。取組状況につきましては、新任民生委員の方へパンフレットを配布したりするほか、市報に掲載するなど、制度の周知を行っています。課題と対応策については、委員の交替時に制度の活用がなされるように、機会をとらえて周知を行ってまいります。

次に、五つ目のボランティアセンターの活動支援です。指標については二つありまして、一つ目は、中間評価で指標を変更しました学生ボランティア推進事業参加人数となっております。令和5年度は320人の目標に対して実績は805人となっていて、評価はAとなっています。また、二つ目は、災害ボランティアセンター設置訓練などへの参加団体数となっています。令和

5年度は143団体の目標に対して実績は85団体となっており、評価はCとなっています。取組状況につきましては、各種ボランティア講座等や福祉教育の実施を行っているほか、区のボランティア情報紙を発行しています。また、災害ボランティアセンター設置訓練や研修も実施しています。課題と対応策については、引き続き新たな担い手となる方の育成に取り組んでいきます。

次に、1枚めくって2ページ目をご覧ください。六つ目となりますが、社会福祉法人などの地域公益活動支援です。指標については、公益的な活動に取り組む社会福祉法人数となっています。令和5年度は年度末時点で105法人の目標に対して実績も105法人となっており、評価はBとなっています。取組状況については、さまざまな分野の社会福祉法人との情報交換と交流の場を設けているほか、地元の社会福祉法人と連携を取りながら、協働して対応を行います。課題と対応策についてですが、引き続き既存の事業の中での連携を推進するとともに、各種研修の受講を社会福祉法人に対して働きかけを行っていきます。

以上が、施策①の進捗状況となります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(蛭原委員)

パーソナルサポートセンターの蛭原です。

それでは、ボランティアセンターの活動支援についてお尋ねしたいと思います。ご承知のように、1月1日に能登半島地震が発災いたしました。そして、それを受けて、とりわけ新潟市の西区で大きな被害が生じております。私は実は西区在住でありまして、被災者です。先般、西区社会福祉協議会の地域福祉フォーラムがありました。そのテーマが、たまたまといひますか、今年の災害ボランティア支援活動でした。その教訓というのでしょうか、地震災害等はもちろん望ましくないことではございますが、それに対してさまざまな支援の取組みが行われて、私も西区の体育施設とかに行っているいろいろな手続きをして、自宅ではないのですけれども、物件の公費解体をしていただく上で、本当に現場の皆さん、場合によっては市外、県外からの応援の方もお越しになっていて、とりわけ社協の職員の奮闘、本当に素晴らしいものがあったと思っております。

ここの項目は設置訓練ですけれども、実際に設置したわけですが、今回。新潟市では初めてのことだったと思います。そこに、多分、ほかの区社協の職員が支援に入っている。多分、それは訓練以上の実地訓練というか、だったのではないかと思うのです。そういうものが多分、ここに反映されていないのではないかと。それを反映すると、Aよりも上のSとかそう

いうくらいになるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(丸田委員長)

では、今の件について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。確かに、委員がおっしゃるとおり、いわゆる社協の職員も含めて1月1日以降、現場に入った人数というのは、ここには入っていないというのが現状になろうかと思えます。なので、そういうところも。ただ、委員がおっしゃるとおり、まさに訓練ではない本当のことというか、そういうことが起こったというところからすると、本来であれば、この取組状況のところにもう少しそういう要素を入れてもいいのかなというのは確におっしゃるとおりだと思います。今後、そういうことがないほうがいいのですけれども、あったときには、こういう取組状況のところ、この項目とはまた別ですが、というところに入れるような、そういった工夫もしていければなと思っています。ありがとうございます。

(丸田委員長)

そうですね。指標に対する取組という意味での説明はこれで十分なのでしょうけれども、実際に起きた災害に対してどのように活動が行われたかという視点から、特記事項的に記載をしていくようなことも、あつていいのかなというふうには思いますので、事務局でご検討いただければと思います。

(稲田委員)

説明いただきまして、ありがとうございます。2番の地域福祉コーディネーター育成事業について、少し教えていただければと思います。

こちらは今年度、132名もの方が参加されて、延べで1,504名。かなり人数も多く、社会資源であったりとか、地域で活躍される方が増えているところが数字からも見えるところがあります。そういった中で、育成の研修の内容であったり、1,504名の方が具体的に地域でどのような取組みをしているのか、もし分かったら教えていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

では、この点についても事務局からお願いいたします。たしか、研修は委託でお願いしていますので、受託はどこがしているのか。そして、どのようなプログラムで展開をしているのかという辺りは、委員の間で共有したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。令和5年度については、ここに記載もあるのですが、育成事業として二日間、研修を実施しています。研修は、同じ内容を1日ずつやって、2回やったイメージ

になります。それもあって、この人数も増えているのかなというところ。あとは、前もってこちらから周知する期間を少し長めにとって周知したというところもあって、施設の皆様も、もともと参加したいのだけれども、周知の期間を長めに設定したことで、施設の中でのスケジュールのやり繰りとかができて、参加したいと思える人になるべく参加できる格好になったのかなと思っております。

育成事業としては、その1日ずつの研修ではあったのですが、コミュニティソーシャルワークの視点と方向ということで、こちらは新潟市社会福祉協議会に委託しているものになりますので、そちらで講師の方を別に用意していただいて、座学の研修を実施したというものになります。

さらに、フォローアップ研修ということでは、9月5日と9月6日、それぞれ半日ずつではあったのですが、5日はフォローアップ研修ということで、個別の支援と地域支援の一体的な展開に向けた事例の検討方法ということで開催し、9月6日は異業種交流セミナーということで、まさに福祉に限らず、企業と福祉で子どもを支えていくにはどうしたらいいかというテーマで研修を実施したものになります。フォローアップ研修はその名のとおり、これまで地域福祉コーディネーターとして育成された人を対象に行った研修になります。

(稲田委員)

ありがとうございました。

(丸田委員長)

ほかに、いかがでしょうか。

では、時間の関係もありますので、次に進めさせていただきたいと思います。引き続いて、施策の②について、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、続きまして、施策②生活困窮者自立支援制度の推進になります。引き続き、A3資料の2ページ目をご覧ください。こちらは次のページにも渡って三つの取組があります。

一つ目は、生活困窮者の早期把握です。指標については、生活困窮者の新規相談件数となっています。令和5年度は累計8,748件の目標に対して実績は1万1,753件となっており、評価はAとなっています。取組状況については、自立相談支援機関の相談員ですとか、区役所の生活支援相談員が新規相談受付を行う体制を継続して、複雑化・複合化する相談に対応しています。課題と対応策についてですが、住まいに関する相談の増加が見られており、相談者の抱える課題の複雑・複合化により、支援が長期間となる場合が増えていまして、こちらは関係機関と連携しながら、早期に必要な支援機関につなぐことが課題となっています。

二つ目、生活困窮者への適切かつ効果的な支援です。こちらは二つの事業がありまして、ま

ず、一つ目が生活や就労などに課題を抱える人に対して支援を行うことで自立の促進を図ることです。指標については三つありまして、一つ目が自立支援プランの作成件数です。令和5年度の目標が累計4,167件に対して実績は5,784件となっており、評価はAとなっています。二つ目の指標が、就労支援に関するプラン作成のうち、就労・増収者数となっています。令和5年度の目標は累計614件に対して実績は867件で、評価はAとなっています。三つ目の指標は子どもの学習・生活支援事業の参加者の高校進学率です。令和5年度の100パーセントの目標に対して実績も100パーセントとなっており、評価はAとなっています。取組状況は記載のとおりです。課題と対応策については、事業の参加者数がコロナ禍前の水準に戻りつつあります。引き続き相談者のニーズに合った各種事業の利用へつなげていきます。

一番下の段、二つ目の事業になりますが、こちらは新潟地域若者サポートステーションを設置して、悩みや不安を持つ若者などに対して、職業的な自立に向けた支援をするものです。こちらの取組状況については、臨床心理士ですとかキャリアカウンセラーなどにより、就労をはじめさまざまな相談に対応しました。課題と対応策については、支援対象者の掘り起こしや、心理面へのサポートなどの課題に対して、福祉機関等と連携したアウトリーチ支援の強化に取り組んでいきます。また、セミナー参加者、就業者増加につなげるため、関係機関との意見交換会や利用者のニーズに合ったセミナー講師の選定など、利用者の理解の向上に努めていきます。

続いて、3ページ目をご覧ください。こちらは三つ目になりますが、関係機関などとの連携強化です。取組状況は、自立相談支援機関が定期的に取り組状況のところに記載があるような会議を開催して、関係機関との情報共有と連携の強化に取り組みました。課題と対応策については、各種会議をとおして各種機関の支援策に関する情報共有ができているため、引き続き生活困窮者の複合的な課題に対応するために、関係機関との連携を図っていきます。

以上が、施策②の進捗状況になります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

委員の皆様からご質問、ご意見を受ける前に、新潟市の自立相談支援機関であります、パーソナルサポートセンターの蛭原委員から、進捗状況に対するコメントがありましたらお願いいたします。

(蛭原委員)

ありがとうございます。概ねこのとおりです。1点だけ補足するとしますと、3ページの取組状況のところでは支援会議というものがあります。支援調整会議というのは、市全体で毎月定例で、まさに支援の調整を図るための会議を毎月実施してきました。支援会議は、それに対し

て、申し込みを受けていないけれども、支援会議の範囲内で個人情報も含めて情報共有を図ると。これは運用上、区単位で実施しております。お気づきのように、新潟市は8区あるのですが、7回しか実施されていないというのは、まさに先ほどの話のとおり、西区が1、3月中に計画していたけれどもそれが実施できなかったというようなことでした。そういうことも含めて、うちの職員も、手前味噌ながら、利用者の方、要支援者の方に寄り添いながら支援を説明させていただいているところです。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

では、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきます。

(蛭原委員)

すみません。ないようでしたら、もう1点補足します。住まいの確保等の支援について、来年度以降、国の事業として、新たな確保だけではなくて、ちょっと話が前後しますが、いわゆる一時生活支援事業。シェルターの利用はほぼ年間100名以上でこの10年推移しております。ということは、毎年100人以上の方が新たに住まいを失っているわけです。これを私としてはひとまず半減したい。つまり、新たな住まいを確保するのではなくて、住まいを失う方をなくす、減らすために、国の事業も活用しながら住まいの維持。それで、併せて言うと、就労についても、新たな就労だけではなく、就労を継続する支援。そこにいかないと、毎年毎年、住まいを失った、さあどうしよう、仕事を失った、さあどうしようではなくて、予防的というのでしょうか、現在の生活をなるべく維持できるような支援を進めていきたいと考えております。

(丸田委員長)

いかがでしょうか。質問いただくと、委員相互にこの取組みの内容が共有できると思いますので、どなたからでも質問を出していただくとありがたいと思います。

(堀田委員)

弁護士の堀田です。

今ほどの施策②の1の関係で、蛭原委員にお伺いする内容になるかもしれないのですが、住まいに関する相談が増加しているというのが、何か要因があるのか。例えば、震災の影響ですとか、何か別の要因とか、もしおありでしたらお聞かせいただければと思います。

(蛭原委員)

明確な要因、分析というのはないのですが、基本的に若者などで、住居がどうしても不安定。それは何故かという、家族の支援といたしましうか、それが期待できないと。たまたま今月なのですけれども、20代の男性のシェルター利用者が4名いました。個人情報あまり特定されないように申し上げますと、学校を卒業して、その段階で住まいを失った。だけれども知人が

いて、何とか、いわゆる居候させてもらった。けども、家賃の分担費用ができない。それで追い出されるというような。とりあえずは若者の貧困が、これは一時だったらいいのですけれども、昨日の会議でもたまたま同じような話をしたのですが、2024年11月をもって、若者の貧困、底が抜けて一気に住まいも失い、仕事も失いということになるのではないかという心配があります。

もう一方、今月は高齢者の相談も多くて、ご承知のように、とりわけ女性の高齢者で年金がごくわずかで、本当に爪に火を灯すような生活をしていらっしゃる方が、ついに、やはり、家賃も支払えなくなってというようなことがありました。これもお金の問題。

あとは、近隣関係。精神障がい等によって、ご本人はそういうつもりはないのでしょうけれども、結果的には他の迷惑となるような行為があつて、退去をせざるをえないと。

これは前にも申し上げましたが、新潟市では数万件の空き家があるのに住まいを失う方がいると。100人失うということは、その数倍、500人とか1,000人という単位で住まいのトラブルを抱えています。しかし、失ってからではなくて、失いそうな、困っているんだという相談が来るようになったことは、私はむしろ喜ばしいことだと思います。早めに問題解決にこれから向かえるのではないかということで、また先ほどの話に戻って、シェルターの利用者を100からせめて50くらいに下げていきたいと考えているところです。

(丸田委員長)

いかがですか。若者の住まいの問題から、その背景に、実は貧困のようなものが作用しているというような示唆もいただいたかと思います。堀田委員からご意見がありましたら、今後の施策の推進に向けてお願いいたします。

(堀田委員)

具体的な意見はぱっと思いつかないのですけれども、非常に特徴的なケースをご紹介いただいて、なかなか統計上表れないような、コミュニティの変化とか家族関係の変化とかそういうものがベースになるのかなみたいなところを今、感じました。参考にさせていきたいと思います。

(丸田委員長)

お願いします。

では、土田委員からお願いいたします。

(土田委員)

私は、老人クラブ連合委員会の会長の土田と申します。

今のいろいろなお話の中で、ここに具体的には載っていない事例ですが、私は西蒲区から来ているわけですが、今、お話がありましたように、どうしていろいろなところに空き家

が出てくるのかという具体的な話なのですけれども、高齢者の方がご夫婦で住んでいらっしゃる場所があります。その前の前提としては、子どもたちがいます。子どもたちは自立して外に出る。出たけれども、今話しました、家に友だちと一緒にいるとか、いろいろな具体的な物事の判断の世相の事柄があると思いますけれども、家に戻らない。そうしますと、高齢者のご夫婦だけが残る。片方が亡くなられる。そうすると、お一人になられる。それで、現状としては、助け合いの事柄が今、非常に進んでいますけれども、そういう方々はどうしても家に閉じこもりやすくなりまして、なかなか外に目を向けません。

自治会とかはあるのですけれども、たまたま私は老人クラブにいますので、老人クラブに会員を誘って、会員の中に入っている方々はその状態がよく分かるのですけれども、会員以外の方々はなかなか手が届かないうちに、またその方も亡くなられるとなりますと、いつの間にか亡くなられて、空き家がそのままになる。では、葬式はどうなったかということ、いつの間にか葬式も終わっていると。今、ご存知のように、葬式も近親者とその周りの方々がやるのではなくて、親近の方が引き取りに来られて、そちらで葬式をやる。家そのものは回覧板が届かなくて、あ、ここは空き家になったんだというようなことです。

非常に空き家が多くなっているのですけれども、そこにまたうまくどなたか入れるような住まい方ができる方法になって、業者とかそういうところではなくて、新しくその空き家を地域の方々が利用されるような方法を取られないのかということが、非常にいろいろあって、空き家は空き家のまま。周りの人たちもただそのままに見ている。そうすると、非常に雑草とか木とかそういうものが大きくなってきて、初めて自治会の人たちがこの方はどこの方だといって、子どもたちを探していくというような結論が出ております。

それで、非常にこの問題は、すぐ早く、早急に分かれば、その空き家もそんなに古くなくても、またどなたかが入れるような状態になれば、それこそ非常に活用できればいいと思いますけれども、その辺のところは少し私も悩んでいるところです。

(丸田委員長)

大変大事なところをご指摘いただいたかと思います。今日はそのことをテーマにした議論をする時間がないので、今後議論していく大事な視点を、お示しいただいたということによろしいでしょうか。

では、ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

では、次に進めさせていただきます。引き続き、施策③について、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、続きまして、施策③成年後見制度の推進になります。資料のページは3ページを

ご覧ください。これも次のページに続いてきますが、大きく三つの取組みがあります。

一つ目の権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築です。取組状況につきましては、相談活動のほか、アウトリーチや市民への広報活動を行っています。課題と対応策については、地域連携ネットワーク構築について、広報活動の拡大や内容の充実について検討していく必要があります。

二つ目の協議会及び中核機関の整備です。行政や司法、専門職団体や関係団体などによる協議会の整備を行います。取組状況につきましては、3月に協議会を実施しました。課題と対応策については、協議会では、成年後見制度利用促進機能に関する話し合いが中心になりやすいため、開催にあたっては、今後、協議内容の調整を行っていくということです。

三つ目ですが、地域連携ネットワークの機能です。こちらは大きく三つの事業に分かれていて、一つ目が、3ページ目にある地域連携ネットワークの役割を実現するための四つの機能を持たせたものになります。指標は3ページに記載のとおり四つありまして、一つ目の成年後見制度を知っている人の割合と、二つ目の自身や親族が認知症などにより判断が十分にできなくなったときに成年後見制度を利用したいと思う人の割合につきましては、こちらはアンケートを実施していないこともありまして、評価不可となっています。三つ目の指標については、成年後見制度利用者数となっています。令和5年度は年度末時点で2,399人の目標に対して実績は2,340人となっており、評価はBとなっています。四つ目の指標については、市民後見人養成研修修了者数となっています。令和5年度は累計225人の目標に対して実績は190人となっており、評価はBとなっています。取組状況につきましては、市民後見人養成研修のほかにフォローアップ研修も行っています。課題と対応策については、SNSを活用するなど周知方法の見直しを図るとともに、申込者の年齢要件の緩和など検討を行って、受講者の増加を行っていきます。

続いて、4ページ目をご覧ください。こちらの上段と下段につきましてはまとめて説明させていただきますが、障がいをお持ちの方や、認知症により支援が必要な高齢者の方に対しまして成年後見制度の利用ができるように、必要な支援体制を構築していくものになります。取組状況については、まず、一般相談の実施については、区役所や基幹相談支援センター、地域包括支援センターにて、制度に関する一般的な相談に応じています。また、市長申立の実施については、本人や家族が申し立て困難な場合に市長が代わりに後見の開始の申し立てを行うもので、その際には、対象者の状況に応じて弁護士等の第三者を後見人として推薦しました。続いて、成年後見制度利用支援事業の実施については、制度を利用する上で必要な費用について助成しているほか、申立に必要な各種取得費用の助成、後見人等への報酬の助成を行っています。課題と対応策については、支援が必要な障がい者や高齢者について地域の関係機関と情報共有

するとともに、必要に応じて速やかな制度利用につなげること。こちらを継続的に実施していきます。また、制度の周知も継続して行っていきます。

以上が、施策③の進捗状況になります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

では、委員の方々からご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(帯瀬委員)

司法書士の帯瀬です。

協議会及び中核機関の整備のところで、中核機関の機能について、質問というより意見になるのですが、中核機関では、基本的に受任調整、機能としては法人後見をやるときの受任調整とか市長申立の場合の受任調整はあるのですが、それ以外の受任調整は事実上、受け付けていないことになっています。なので、やはり、実態としては、家庭裁判所等に申し立てたところで非常に困難事件、支援者が全くいないような状態で後見申立をされて、内容的にも非常に対応が難しいのになかなか後見人の引き受け手がいない。後見人をするためには、やはり、ネットワークとか支援者の支援体制をきちんと組み立ててからでないとなかなか受任できない状態といった事案がけっこうあります。

そういったときに、本来は、中核機関がその辺をきちんと支援体制を整えて後見制度につなげていくという役割を果たさないといけないのですが、受任調整という機能が事実上でできない、受け付けていないということになりますと、結局、家庭裁判所でその辺を専門職等の団体に振りながら、あとは専門職内で内々で構築してね、みたいところになりますので、その辺を少し、特に家庭裁判所から中核機関に振れるような体制を整えていただきたいという要望が一つあります。ですので、この辺は意見というか要望としてお願いしたいと思います。

それともう1点、成年後見制度利用支援事業の報酬助成です。こちらは件数としては増えてきて、それ自体はありがたいと思っております。新潟市の要件は後見人として活動するには非常にありがたいのですが、ただ一方で、要件として実際に利用する立場からいきますと、助成が必要な人に対して助成されない一方で、資産内容や支援内容からして助成は必要ないのだけでも、要件として対象になっているのでとりあえず利用しようかというところで利用につながっているということも多少あるのかなと思います。特に、ほかの市町村の要項でこれはいいなと思ったのは、要件としては、財産の多寡を要件にしていて、収入は要件としていないと。そうすると、収支のバランスを見ながら、かりに収入が多いとしても、内容として支出がどうしても多い方も、財産が減ってくると要支援事業の対象になってくることができまので、もう少しご本人の経済状態とか収支の内容まで踏み込んで利用できるような体制を、

今後、検討していただければと思います。

(丸田委員長)

現状を踏まえて要望が出されました。それから、助成の要件に関して、是非、検討していただきたいという意見です。この2点について、まずは、事務局からコメントはありますか。その上で、委員の方々からご意見があれば、いただきたいと思います。

(事務局)

ご意見、ありがとうございます。今ほどいただいたご意見につきましては、現在、この場でお答えできるようなものを持ち合わせておりませんで、恐縮なのですが、委託している社会福祉協議会とまた調整させていただきながら、どこまでできるか、他都市の状況等も踏まえて、どこまでできるかということについて検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

(丸田委員長)

社会福祉協議会としてご発言いただける場所はありますか。

(本村委員)

ちょっと今は。

(丸田委員長)

分かりました。

堀田委員、いかがですか。

(堀田委員)

弁護士の立場から発言します。今ほどの帯瀬委員のご意見、認定については私も全面的に賛成です。実情として、受任調整のところは、今、委員からもありましたように、弁護士会でも受任困難案件について、家裁から打診が来たときには、家庭裁判所と事前に調整してやっている、かなり苦労しているところがありますので、そこを中核機関で調整していただくとスムーズかなというのがあります。

それから、報酬の助成については、個人的には、どういう場合に報酬が出ないかという、収入が低ければ保護などでむしろ賄えて、逆に、年金が一定金額あるのでなかなかいろいろサービスが使えなかったりということで、ただ、かかるものはかかってしまったというケースが非常に多いのです。なので、実際、手弁当でやらざるをえないようなものもありまして、ご紹介いただいたような枠組みだとその辺りがカバーできるので、非常によろしいかなと思って、賛成です。

(丸田委員長)

ありがとうございます。

ほかにご意見がありましたら、お願いいたします。

改めて、帯瀬委員、いかがですか。

(帯瀬委員)

実務上、かなり負担がかかっているところがありますので、是非、特に報酬関係とか受任調整の部分、今後、対応いただければなと思っております。

(丸田委員長)

是非、事務局において検討いただきたいと思います。

(稲田委員)

3番の地域連携ネットワークの機能ということで、市民後見人の養成研修修了者の方が190名いられるという数字を教えてくださいました。新潟市として市民後見人をどこまで積極的につないでいくのか、少し悩ましいところが、だれでもかれでもつないでいいものではないのも分かっています。市民後見人を育成するに当たってどうコーディネートしていくであるとか、市民後見人を養成していく中での活躍先をどのようにつないでいくのか、もし、市民後見人が実際に受任されているというような数字がもし分かるようであれば、教えてくださいたいと思います。

(丸田委員長)

では、現状を含めてご説明いただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。3ページにあるように、市民後見人養成研修の修了者数が確かに出ておりまして、この養成研修は、新潟市社協に委託して実施しているのが現状です。養成研修した人の中から、市民後見人という人が出ているのかということですが、これについては、実際、まだ出ていないのが現状になります。

それで、今、新潟市と家庭裁判所と新潟市社協の三者で、市民後見人をどうやっていくと誕生させられるのだというところの打ち合わせというか、課題を出していったり、その課題を潰していったりという作業をしているような、今、状況としてはそのような形になっています。

それで、市民後見人養成研修修了者の活用なのですが、現状では、市民後見人養成研修を修了した人の内、希望する人は新潟市社協の法人後見の後見支援員ということで雇用して、スキルを磨いていただいています。社協のバックアップもいただきながら、後見活動を担っていただいているというのが現状になります。

(丸田委員長)

今ほどの説明を受けて、ご意見がありましたらお願いいたします。

(稲田委員)

丁寧に説明いただきましてありがとうございました。制度を利用される方との関係性であったり、どうつないでいくのかは、本当に悩ましいところでもあったりする中で、190名の方が登録されている、修了されているといった意識、関心の高さみたいなものは、今、弁護士であったり司法書士であったり社会福祉士の中で、成年後見を担う中で、もしかすると市民の方とのつながりで権利擁護、守られる部分も出てくるのかなというところもあるかと思っておりますので、委託の社協サイド等とも連携していただきながら事業を進めていただいて、是非、活動者、修了者数であったり、または困っている人を支える市民後見の部分を考えていただければありがたいと思っています。

(事務局)

ありがとうございます。今いただいた話も踏まえて、そういった、私どもも他都市の好事例というか、どうやって市民後見人を誕生させているのかということ、非常に私たちもノウハウを知りたいというところがあったりするので、そこは先行している佐渡市や、燕市を含めて、近隣他都市の状況も丁寧に聞き取って進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

(丸田委員長)

私から質問させていただきます。年齢要件の緩和について検討を行うという今後の方向性が示されておりますが、現状の年齢要件と、今後、緩和をする範囲はどのくらいになるのかという辺りについて、おおよそのところにかまいませんので、委員の皆様にお示しいただけますか。

(事務局)

では、事務局から。ここに書いておきながらなのですが、すみません、今、手持ちに資料がなくてお示しできないので、申し訳ありません。

(丸田委員長)

分かりました。帯瀬委員は情報をお持ちでしょうか。

(帯瀬委員)

年齢要件を広げるということはお聞きしているのですけれども、具体的に何歳までにしましょうというところまでは、まだ私のほうでは聞いておりません。

(稲田委員)

25歳以上70歳未満という現状がある中で、どこまで広がるかといったところでしょうか。

(丸田委員長)

ということは、年齢制限を緩和することになると、70歳を超えても希望する方がいればというイメージになるのでしょうか。

(帯瀬委員)

その条件がどこまで広がるのかというところまでは分からないのですけれども、そこは広が

るといことです。

(丸田委員長)

なるほど。ありがとうございました。

ほかにご質問なりご意見のある方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、再犯防止の推進について、施策④になります。事務局から引き続き説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、引き続き、施策④、再犯防止の推進になります。4ページをご覧ください。その次、5ページ、6ページに長く渡っていきますが、まずは4ページをご覧くださいと思います。合計で六つの取組みがありまして、4ページ目には、一つ目の就労・住居の確保の内、三つの事業があります。合計では五つの事業があります。

一つ目です。犯罪をした人を雇用して立ち直りを助ける協力雇用主について、ホームページなどで周知して制度の促進に努めるものになります。指標については、協力雇用主の数を上げておりまして、令和5年度の増加という目標に対して、実績は、令和6年4月1日時点で176社と、前年から増加していることから、評価はBとなっています。取組状況については、ホームページなどでこの制度について周知しています。課題と対応策についてですが、こちらは引き続き制度の周知や啓発を図って、刑務所出所者などの雇用の機会を広げていきたいと考えています。

次の二つ目につきましては、先ほどの施策②-2、就労自立支援の内容の再掲、サポステのところと同じになっていますので、こちらは説明を割愛させていただきます。

三つ目につきましては、競争入札参加資格審査において、協力雇用主への加点措置を行う等ものです。取組状況につきましては、令和6年3月31日現在で29社に加点しています。課題と対応策については、引き続き周知に努めていきます。

続いて、5ページ目をご覧ください。先ほどの1、就労・住居の確保の続きになりますが、一番上です。住宅に困っている方への支援として、民間賃貸住宅に比べ安い家賃で市営住宅に入居できる案内を実施し、重度の障がいのある方向けの市営住宅の入居案内も実施しています。取組状況については、年4回の抽選会や、記載にあるさまざまな方法の募集を行いました。課題と対応策についてですが、エレベーターがなく、高齢者に不向きな物件が多く、エレベーター付き、低層階の住戸は抽選となるために、すぐに入居ができないことや、新築やエレベーター設置の予算はなかなかつけられないことが課題となっております。

その次につきましては、新潟県居住支援協議会において相談を受け、民間賃貸住宅などへの

円滑な入居の橋渡しの支援を行っているものになります。こちらの取組状況につきましては、民間賃貸住宅への入居や、住宅の確保に特に配慮が必要な場合、同協議会に所属している居住支援法人を紹介するなどにより、物件探しについて支援を行いました。また、協議会に属する居住支援法人や、県内他市町村と情報交換を行い、課題の把握に努めました。課題と対応策については、居住支援法人が紹介する物件と相談者が希望する物件の要件がマッチングしていないケースがあり、希望の物件がすぐに見つからない場合があるということです。

二つ目の取組内容ですが、2として、保健医療・福祉サービスの利用の促進です。こちらは三つの事業がありまして、一つ目は、民生委員・児童委員へ地域福祉計画を周知するとともに、犯罪をした人の内、保健医療・福祉サービスを必要とする人についての課題を共有するものです。取組状況については、民生委員・児童委員の理事会や会長会、その他研修会において、地域福祉計画について説明して取組内容の理解を促すとともに、周知を行いました。課題と対応策については、こちらは引き続き機会をとらえて周知を行い、課題の共有に努めていきます。

その次、二つ目については、再犯防止のために、犯罪をした生活困窮者を必要な福祉的支援に結びつけるものです。取組状況については、各種制度の活用や保護により、生活・健康の維持向上ですとか、自立に向けた支援を行いました。課題と対応策については、関係機関と一層の連携強化を図って、適切な相談窓口につなげていきます。

三つ目については、依存症対策地域支援事業において、薬物依存を有する本人に対して、回復に向けた支援を実施するものになります。取組状況については、相談を受け付けて治療回復プログラムを個別に実施しました。課題と対応策については、依存症に関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知を進めるために、市内2か所において依存症に関するポスターの展示を実施しました。

次に、3として、学校などと連携した就学支援です。こちらは、施策②-2、子どもの学習・生活支援事業と同様の内容となりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、一番下、4の特性に応じた効果的な指導の実施です。対象者一人一人の特性に応じた適切な支援を進めるものになります。こちらについては、ほかの分野別計画に取組状況が記載されております。後ほど、本冊子にて確認いただきますようお願いいたします。

続いて、6ページ目をご覧ください。一番上の5として、民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進になります。指標については三つありまして、一つ目の保護司数について、令和5年度は増加を目標としておりましたが、実績は昨年度より減少した285人となっております。評価はCとなっております。二つ目、更生保護女性会員数についても、目標は増加となっておりますが、実績については昨年度より減少した353人となっております。評価はCとなっております。三つ目の社会を明るくする運動の参加者数については、令和5年度、目標は増加となっております。

まして、実績については3,962人とこちらは大きく増加していて、評価はAとなっています。取組状況については、民間協力者の活動の推進について、ホームページなどにおいて、保護司や更生保護女性会をはじめとする民間協力者の活動について周知を行いました。民間ボランティアですとか保護観察協会会員の募集の呼びかけの協力、あとは、人材確保の支援を行うほか、更生保護サポートセンターについては、執務室の貸付料を一部減免して、市内4地区の保護司会への活動費を各区において助成しました。

最後に、6として、国、民間などとの連携強化です。社会復帰支援を行う国や民間団体等の関係団体との連携を強化するものになります。指標については、少年を除く刑法犯再犯者率を上げていますが、こちらは令和5年の犯罪統計がまだ公表されていないということもあって、現段階では評価不可となっています。ただ、昨年度の実績については、令和4年の犯罪統計が公表されましたので、こちらは令和4年のところに実績と評価を記載しています。実績については54.0パーセント、評価はCとなっておりますので、ご確認ください。取組状況については、保護司会連絡協議会に行政や保護観察所が参加して情報交換を行っています。引き続き、関係機関や部署と連携した取組みを進めていきます。以上が施策4の進捗状況になります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

委員の皆様からご質問、ご意見いただく前に、本日は、地方検察庁、それから新潟保護観察所からお見えいただいておりますので、新潟市の再犯防止の推進について、それぞれのお立場からご発言がありましたらお願いしたいと思います。大変恐縮ですけれども、まず、尾身委員からお願いいたします。

(尾身委員)

検察長の尾身です。

検察庁における勾留中の被疑者、被告人に対する再犯防止については、更生保護法第85条第1項各号に掲げる者について、刑事上の手続きや保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関やその他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができないと検察官が判断した場合、迅速に新潟保護観察所へ情報提供をさせていただき、その後の再犯防止につなげています。

ただ、再犯を犯す被疑者、被告人の中には精神的な障害を持っておられる方も多く、その影響からせっきやく更生緊急保護制度を活用しようとしても本人から同意が得られず、結果新潟市のシェルターにお世話になっていたのですが、長期間となったため退所せざるを得なくなり、その直後に万引きをしてしまったということがありました。

先ほどの生活困窮者のお話の際にシェルターについてのお話がありましたが、今後、シェル

ターを必要とされる方がますます増えていくのではないかとと思われるのですが、現状シェルターがどれくらいあるのか、またどれくらい埋まっている状態なのか、検察庁ではわからない部分なので、ご教授願います。

(丸田委員長)

その点は、後ほど、事務局からデータをお持ちでしたらご紹介いただければと思いますし、事後のご連絡ということであればそれでも差し支えありませんが、後ほどコメントいただければと思います。

では、鍋島委員、保護観察所の立場からご発言をお願いいたします。

(鍋島委員)

保護観察所の鍋島です。再犯防止の取組み、いろいろ進めていただきまして、ありがとうございます。

保護観察所の対象者ですけれども、一般の方と同じように福祉支援が必要な方がたくさんいらっしゃいます。そういう中で、保護観察所もパーソナルサポートセンターの会議にも出席させていただいて、連携を取ってやっていきたいと考えているところです。また、前日も申しましたけれども、保護観察所が対象者に指導や支援ができる期間を終えた後も、相談業務等に限られるのですけれども、引き続きかかわっていけるということが業務に加わりましたので、保護観察等の期間が終わった後も関係機関と連携しながらかかわっていききたいと考えております。

私どもとしては、保護観察等の期間中に、福祉等の必要な措置になるべくきちんとつなげた上で期間を終わらせたいと考えているところです。なかなかうまくいかないところもありますけれども、引き続き協力いただければと思っております。

また、先ほど薬物の関係の話もありましたが、保護観察所でも再乱用防止プログラムをやっているところです。保護観察の期間が終わったら、そのプログラムも終わることになってしまうので保護観察期間の内に病院や援助機関等につなぎ、保護観察期間が終わった後も地域での支援等を受けることができるような環境を整えることを目指してやっているところです。

それから、保護司等の活動に関して関係機関からご協力いただきまして、誠にありがとうございます。先日、大津市で、保護観察対象者が保護司を殺害した容疑で逮捕されるという事件もありまして、保護司の皆さん方の不安も広がっているところで、保護観察所としては安全面を確保しながら活動の支援を引き続きやっていかなければいけないと思っております。

そうした中で、新潟市では、更生保護サポートセンターの設置ですとか、面接場所の協力等、保護司の活動に御協力をいただいているところです。本当は国でやらなくてはいけないとは思いますが、引き続き新潟市の協力を得ながら、保護司の活動支援を行っていけたら大変ありがたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

それでは、まず、先ほど尾身委員からご質問があった対応についてコメントいただいた後、委員の方々から質問、ご意見をいただきたいと思います。

(事務局)

福祉総務課です。

新潟市で委託しております新潟市パーソナルサポートセンターの一つの事業に、一時生活支援事業、今年度も実施しました。その中でも、やはり、ホームレスだけではなく、高齢者や虐待の被害者、刑余者等のシェルターを利用していただくということで、住居を失った方の一時的な住まいの確保をすることができたと思っています。数については、今の段階では数字的なもの、刑余者についての数は今、すぐに把握はしておりません。ただ、やはり、パーソナルサポートセンターとしましても、そういった支援が必要な方で専門的な支援が必要となる部分については負担がある課題だというご意見をいただいておりますので、継続して検討していかなければいけない課題と認識しております。

(丸田委員長)

蛭原委員から補足があったらお願いいたします。

(蛭原委員)

ありがとうございます。先ほど来、申し上げているとおり、年間の実利用者が100名以上、一人一人、あなた刑務所出てきたのという質問は、多分、ありえないのですが、感覚的に3割前後はいるかなと。1割を下回るということはありませんし、5割を上回るということもないと思います。

それで、延べの宿泊数が年間2,000から2,500くらいになっております。施設数ですが、男性用は3か所で部屋数が10、十一、二くらいです。今日ですと、利用者は2名です。底値と言ったらいいのでしょうか、男性がゼロになることはめったにないと思います。女性は2か所あります。もともと1か所だったのですが、男性よりも女性のほうが同宿の方同士で諍いを起こすことが多くて、家主の好意で1Kを二つ用意していただいて、2戸で1戸分の家賃負担ということでお願いしています。ということで、女性は1Kが2か所です。女性というか、どうしても母数が小さくなると波が大きくなって、1Kのところ二人入らざるをえないということもあります。その辺に比べると、男性は、私の記憶では、よほどのことがない限り、例えば、3DKのところ3人以上、4人、5人で、いわゆる相部屋ということはこの10年までほとんどなかったと思います。1回、2回あったかもしれませんが。というような規模感です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

いかがでしょうか。ご質問があれば、是非、お願いいたします。

尾身委員から追加発言、あるいは追加の質問はありませんか。

(尾身委員)

シェルターを利用できる期間はどのくらいになるのでしょうか。

(蛭原委員)

一応、最長3か月となっておりますが、1か月ごとにプランを立てて、今回、特性という言葉がありました。3か月とすると、あ、3か月おれはここにいていいのだなと考える方もいらっしゃる。1か月ごとで、なぜかという、大多数の方が生活保護を申請なさって、1か月以内、早い方だと2週間前後で生活保護が決定し、同時に居宅も確保できるということになっております。

(丸田委員長)

よろしいでしょうか。

(尾身委員)

ありがとうございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

では、もう一つ施策が残っておりますので、施策⑤に進みたいと思います。重層的支援体制整備事業の推進について、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、続いて、施策⑤になります。重層的支援体制整備事業の推進になります。ここで、重層的支援体制整備事業について、今年度から新しく委員になられた方もいらっしゃるということもあって、せっかくの機会ですので、簡単に概要を改めて説明させていただきたいと思っております。恐れ入りますが、本日、皆様からお持ちいただいた新潟市地域福祉計画の中間評価見直し版をご覧いただきたいと思っております。

こちらの11ページになります。章立てでいうと、第3章の重層的支援体制整備事業実施計画の策定のI、計画の位置づけになります。これまでの福祉制度は、子どもや障がいなどの属性ごとやリスクごとに制度を設けて充実させてきた経緯があります。一方で、生活課題が複雑、複合化している場合には支援を十分に受けることができないという課題も一方でありました。このような状況から、国は社会福祉法を改正して、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の三つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業というものを新

たに創設しました。社会福祉法において、市町村はこの重層事業を適切かつ効率的に実施するために、重層事業実施計画を策定するように努めることとされていることから、今年度、令和6年度から、この重層事業の本格実施に併せて、四角囲みにあるように、地域共生社会と各施策、分野別計画との関係性の図に示すピンク色の部分、現行計画の施策の①から④に続く施策の⑤として、この重層的支援体制整備事業の推進を追加して、重層事業実施計画として位置づけました。

次の12ページには、厚生労働省が示す重層事業の概要を掲載しています。上に図があつて下に表もありますが、この下の表では、事業を実施する上では下の表の(1)、包括的相談支援、(2)の参加支援、(3)の地域づくりに向けた支援の三つの支援を一体的に実施することを必須としています。この三つの支援を一層効果的、円滑に実施するための支援として、下の(4)、アウトリーチ等を通じた継続的な支援、そして、(5)の多機関協働による支援、この五つの支援を一体的に実施して、新潟市全体の支援機関ですとか地域の関係者が断らず受け止めてつながり続けるという支援体制の構築を目指していきます。

次に、18ページをご覧ください。18ページは新潟市における重層事業の全体像になります。本市では、各分野の専門人材による相談拠点ですとか、多様な主体が行う地域資源を生かすとともに、あとは、各区の社会福祉協議会に配置するコミュニティソーシャルワーカーと呼ばれるCSWがいますが、このCSWを中心的役割としながら包括的支援体制の構築を図ってきました。それで、新潟市が目指していくアプローチは、18ページの下段に図で示しています。

それで、後ほど確認いただきたいのですが、この前のページまで、13ページから17ページまでに、アンケート調査を昨年実施し、そのアンケート調査の結果から見えてきた市内の複雑、複合化課題や、それらに対応する際の関係機関との連携課題を踏まえて、この重層事業を活用して、下の図でいうと①の本人が抱える課題解決のための支援と、次の②の本人が生きる意欲や地域社会とつながり続ける支援を組み合わせ、この事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として、本人や世帯に寄り添って、地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築を目指した伴走支援を行っていくこととなります。各事業の取組み内容については、次の19ページから記載があるので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、24ページをご覧ください。(2)の支援フローで、新潟市の支援のイメージをお示ししています。先ほどの18ページの①の課題解決と②のつながり続けるというものに、この重層事業の各事業を当てはめております。この図は左から右にご覧ください。まず、一番左で本人や世帯が相談を行って、右側の包括的相談支援でどのような相談でも断らずに受け止めをします。関係機関同士での連携や対応により支援を行いまして、下矢印の終結に向かうものもあります。一方で、相談内容が複雑・複合化しているものについては、包括的相談支援から右側の

C S Wが担う多機関協働につながれていきます。また、各種会議や地域の居場所などから見つけた潜在的なニーズに関しては、図の下のアウトリーチ等を通じた継続的支援による気づきから包括的相談支援や他機関協働につながっていくケースもあろうかと思えます。

それで、真ん中の多機関協働において、C S Wの総合調整によって支援機関の役割分担や支援プランが作成され、本人や世帯との関係性の構築をされるなど、支援者や本人、世帯とつながり合いながら、右側の終結を目指していくこととなります。ここで、地域や社会とのつながり希薄化している本人や世帯については、多機関協働からすぐ右の参加支援に進んで、C S Wによる同行支援などのマッチングを行った後、地域づくりによる居場所などにつながっていき、定着した後に集結していくというイメージとなります。このように、各課題に対して切れ目のない実施を図っていくものとなります。以上、重層的支援体制整備事業の概要を説明させていただきました。

ここで、各目標の設定と令和5年度の進捗について、併せて説明させていただくので、恐れ入りますが、A3の資料に戻っていただきまして、A3資料の6ページ目をご覧ください。一つ目は、参加支援事業となります。指標については参加支援件数となっています。これは、世帯や本人からの参加支援に関する相談の有無にかかわらず、C S Wが本人に同行などをして、さまざまな場や機会への参加支援を行った回数となります。一人当たりの参加支援の必要な度合いには個人差があることから、令和5年度実績の当時の実績見込値、令和5年9月末時点での実績、24件の2倍を基準にして、年間48件を目標として進捗評価を行っています。それで、令和5年度は、48件の目標に対して実績は48件となっており、評価はBとなっています。取組状況については、地域とのつながりを持つことが困難な方がさまざまな形で社会へ参加できるようなサポートを行いました。参加の機会や居場所などの社会資源についても、今後、検討を行っていくということです。

次に、2として、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業です。指標については、本人との関係づくりのための訪問等件数となっています。これは、支援開始に至るまでの本人との関係づくりのための訪問や相談、状況確認等を行った件数です。目標値となる275件は、令和3年度の208件、令和4年度の362件、そして、当時、令和5年度の見込値であった256件の3か年の平均となります。こちら、24ページにも年度ごとの件数が書いてありますので、後ほどご確認ください。関係形成が必要なく、すぐに支援に介入できるケースもあれば、支援開始に至るまで関係の形成に時間を要する場合もあって、個人差もあることから、年間275件を目標として進捗評価を行っています。令和5年度は275件の目標に対して実績243件となっており、評価はBとなっています。取組状況については、関係者間で適宜ケースの状況を確認して、本人や世帯へのアプローチの手法を見直すなど、定期的な情報共有を図って、本人との関係性構

築費に向けた支援を行いました。潜在化、複雑化しているニーズを早期に把握していくことが課題となっています。

三つ目は、多機関協働事業です。こちらの指標については、施策①－1の再掲となっています。ここで、恐れ入りますが、1ページ目にお戻りください。1ページ目の上段、1としてコミュニティソーシャルワーカーの活動支援とあります。こちらの指標は二つあって、一つ目は支援プラン作成件数です。これは各区の社会福祉協議会に配置されたCSW、コミュニティソーシャルワーカーが複雑・複合化課題の支援を行うに当たって、本人が支援プランを作成した件数になります。目標値については、令和4年度実績の109件から年間で24件ずつ増やしていくことを目標として設定しています。令和5年度は、累計133件の目標に対して、実績は累計158件となっており、評価はAとなっています。

二つ目ですが、コミュニティソーシャルワーカーによる終結件数です。これは、支援プランを作成した者の内、支援が終結した件数になります。目標値については、令和4年度実績の41件から年間で8件ずつ増やしていくことを目標としています。令和5年度は累計49件の目標に対して、実績は累計57件となっており、評価はAとなっています。取組状況につきましては、コミュニティソーシャルワーカーのCSW業務を一部委託して、重層事業、移行準備事業を令和5年度まで実施して、複雑・複合化課題の総合調整を行ってもらえるように、CSWの活動を支援しました。課題としては、CSWの負担軽減が課題となっています。なお、このCSWの経験値のばらつきを補完することや、関係機関との連携を一層促進することを目的に、令和6年度からCSWを2名増員して体制を強化しているところです。以上が施策⑤の進捗状況になります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。コミュニティソーシャルワーカーのご苦勞と申しますか、ご負担が大変高いということは、私の耳にも届いてきております。そのような状況を踏まえながら、是非、ご質問、ご発言をいただきたいと思いますが、私からご発言をお願いしたい方がいらっしゃいます。包括的相談支援の担い手でいらっしゃいます地域包括支援センター、それから障がい者基幹相談支援センター、そしてパーソナルサポートセンターから委員として出席いただいておりますので、それぞれのお立場から、新潟市における重層的支援体制整備事業の推進に向けた現状と、今後の課題について、どのような認識をお持ちであるか、簡潔にコメントいただければと思います。

まず、矢田委員からお願いいたします。

(矢田委員)

地域包括支援センターの矢田です。お願いいたします。

高齢者の総合相談窓口ということで、こちらのセンターで行っているのですが、やはり、高齢者の生活を支えるに当たって、高齢者ご本人たちの問題ではなく、やはり、それを支えるご家族の中で、また複合的な課題を抱えられているご家庭はたくさんいらっしゃいます。それに関しては、やはり、高齢者の機関だけではどうしても家族をさせることは難しいということで、障がいの方であるとか子どもの機関であるとか、そういったところと連携して、一緒に課題を共有して解決に向けてということでは、重層の、今回の会議が取組みとして行われているということは、こちらとしても大変心強いなど感じております。ただ、まだ事例として出しているところではないので、これからまたどのようにこちらを活用していくかということ、今、現状を模索している途中というのが現状となっております。ありがとうございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

引き続き、桑野委員からも発言をお願いいたします。

(桑野委員)

これに基づいて、さまざまな取組みがなされてきていると思うのですがけれども、先ほどの項目でもあったと思うのですがけれども、これを継続していくところが非常に、長期にわたって支援していかないと解決が難しいケースが本当に多いので、継続していくためにはどうしたらいいかということも必要なのではないかと思います。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

(蛭原委員)

度々失礼いたします。

まず、重層について、主たる担い手と期待されているコミュニティソーシャルワーカー、CSWですが、私ども、付き合いが最も深く、本当に盟友として、一緒に訪問活動をさせていただいているということで、本当に心強い存在です。とりわけ、お名前は申し上げませんが、中央区のCSWの方は本当に心強い存在で、いろいろリファーしてくださっています。表現はともかくとして、選挙でどぶ板選挙ってありますよね。ああいう感じで地区に入って、それも中央区です。周辺の区ではなくて、中央区でそこまでするというのは本当に素晴らしいと思っております。ですから、うちの職員も、何というのでしょうか、経験の浅い職員も一緒に連れて行ってもらって、どのように利用者の方と接するか、困りごとを引き出すかということ、学ばせてもらうような関係性にもなっております。

それから、重層とも多少被るのですが、居住支援協議会の件、これはやはり、住まいの確保と維持が一番肝になると思っております。それで、県の居住支援協議会が実質的には看板を下

ろしているということなのですが、そもそも、県の居住支援協議会といっても、実際に担っていたのは新潟市の業者です。最近では、居住支援法人格を取っていらっしゃいます。それで、何件かの業者がいらっしゃって、本当に協力的で、骨身を惜しまず、とにかくやっかいで面倒でお金にならなくて、いつも私は申し上げるのですが、悪いけれども勘弁してくれといつ言われるかと心配しながらお願いしているところです。なので、市レベルで居住支援協議会を発足する条件は十分に揃っていると思います。今日言って明日までは言いませんけれども、今年度中に段取りすれば来年度にできるくらいの体制は整っています。なおかつ、来年度の国の事業に向けて、そういう汗をかいている業者に多少なりともお金が落ちる仕組みがないと、志だけではなかなか継続、先ほども継続していくというお話があったと思いますが、ということを危惧しております。

最後にもう1点、右のところで、マッチングしないうんぬんというところがあって、なかなか、例えば、生保基準以内の家賃で交通が便利でスーパーも近くにあって病院にも通いやすいところが希望ですと。そういうところがそういう条件の中でなかなか用意できない、まして築浅でとなると、どんなに業者が探そうとしても、世の中に存在しないとは言いませんが、存在はしても家賃が倍くらいのところだとか、今、現にすでに埋まっていると。

あるいは、長期間の支援が必要な例という、何十年と引きこもっている方、今日訪問して会えて、明日からバリバリ働き出す、そんなことあるはずがなく。そうすると、重層の中で支援者が心くじけることなく支援活動を続けられる、そして、支援活動が認められ評価され、頑張っているんだねと、そういうことを念頭に置きながら、こういう会議体でも、先ほどは名前を申し上げませんでしたけれども、そういう現場で汗をかいている方を励ますような会議体あってほしいなと思っているところです。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では、残り時間10分程度になりますが、各委員からご発言いただきたいと思います。

(石橋委員)

新潟ボランティア連絡会の石橋です。よろしくお願いたします。

実は、地域福祉といえば、人口減であるとか高齢者増であるとか、若者がいないというか少なくなるという地域問題を抱えているかと思うのですが、私が担当したのではないですけども、かかわって支援したケースの中で、病床による障がいをお持ちの方、あるいは高齢者の方に共通しているのは、すべて引きこもりというか、民生委員や生活支援をする方々、ガムテープを家に張って拒否するような方々がいらっしゃったのです。

その中で思ったのですけれども、例えば、施策2の生活困窮者への適切かつ効果的な支援、

2ページにあります。そのところに新潟地域若者サポートステーションとあります。それもそうなのですが、高齢者の見守りネットワーク事業、施策1の中に地域福祉に関する事業の推進ということでありまして、高齢者を含めて若者も含めて共通している引きこもり対策がとても重要ではないかと思っているのです。それで、数値は少し分からないのですが、全国的にも四十数万人の引きこもりの方がいらっやあって、少しはっきりした数字までは、とても大きな人口構成を占める若者、高齢者等を含めて、引きこもりで地域との関係を自分からカットしてしまったり、地域にとっても不利益だと思っております。ですから、若者だけとか高齢者のみではなくて、全体的に、重層的支援ということ、横との連携、あるいは総括的な事業となるので、引きこもりという項目で総合的ないろいろな年齢層を含めた人たちの対応について、新潟市としてどう対応していくのか。人口の中に占めると新潟市はどの程度かちょっと分かりませんが、そういった視点を持って取り組んでいただければ効果的なのかなと思ったので、こういう感想を持ちました。

(丸田委員長)

重層的支援体制整備事業と引きこもり対策との関係について、一言だけ事務局からコメントいただけるとありがたいと思います。国からも通知が出ているかと思っております。よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。この引きこもりに関しましては、我々も非常にこの言葉を耳にすることが多くて、国から通知が出ているということもあります。

重層的支援体制整備事業の関係で言いますと、これまで、引きこもりだった方がCSWによる根気強い接触によって、少しずつ関係性を築きはじめてきたという好事例も聞いておりますし、総合的な対策としてどのように取り組んでいくかということは非常に重要な課題かなと思っておりますので、引き続き、我々も念頭に置いて取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございます。

(丸田委員長)

よろしく願いいたします。

ほかに、まだご発言のない委員の方がいらっやいますが、時間の関係もありますので、前に進めさせていただきたいと思っております。7ページに関する事務局からの説明がありましたら、総括的なまとめになろうかと思っておりますが、お願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。7ページには、今ほどの1ページから6ページまでの集計になっております。昨年度、令和5年度には、地域福祉計画の中間評価見直しを行って、指標が現在、23

となっています。この内、65.2パーセントに当たる15の指標がAまたはBとなっていて、各施策、さまざまな取組み、今ほど説明させていただきましたが、地域共生社会実現のための取組みをこのように推進していることとなります。また、指標だけで見るとCになっているものの中にはありますので、そういったものも含めて、取組内容への課題や対応策に、今年度、さらに次年度以降も引き続き事業を継続的に実施していこうと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

ただいまの説明につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

各委員からいただいたご意見を令和5年度の進捗状況の総括表の中に反映させていってもいいものがあるのではないかと考えているのですが、今日の各委員からのご指摘なりご意見をどう反映させるかについては、別途相談させていただいてよろしいでしょうか。特に、蛭原委員から指摘がありましたが、新潟市における居住支援協議会をどう取り扱うか、大変大きなポイントになってくようかと思っておりますので、是非、よろしくお願いしたいと思います。

会を閉じるに当たりまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

(堀田委員)

重層の関係で1点だけ、重層の仕組みで、是非、推進していただきたいのですが、これから重層的支援会議とかネットワーク構築の会議とかも設置されていくと思うのですがけれども、既存の似たような会議もけっこうたくさんあるので、少し外部団体として毎回それに派遣するのになかなかマンパワーの限界も出てきていますので、そういった会議を設置する際に、なるべく横断的に、なんといいですか、こちらも何か包括的な形でうまくまとめて会議できる場所なので、そういうものは意見を申し上げさせてください。

(丸田委員長)

今のご意見については、よろしくお取り扱いいただきたいと思っております。まだまだ意見交換したいところがありますが、今日は進捗状況についてご説明いただき、そのことに対するご質問とこれからの施策の推進に向けたご意見をいただくことで一杯一杯であったかと思っております。

最後に、副会長からご発言がありましたらお願いいたします。

(本村副委員長)

貴重なご意見をたくさん拝聴いたしまして、本当に勉強になりました。地域福祉計画を実際に活動していくのは、実は、社会福祉協議会なのです。先ほども蛭原委員から非常にありがたいお言葉をいただきました。中央区の社協の職員、私もよく存じております。非常に力があってよく頑張っております。多重層的、重層的というよりも、私は多いというものを前につけて多重層的と勝手に呼んでいるのですがけれども、これほど複雑な社会という状況において、コミ

ユニティソーシャルワーカー、しっかりと頑張っておりますので、若干の増員をいただきましたが、これからもさまざまな範囲で一生懸命取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(司 会)

委員の皆様、ご意見等、大変ありがとうございました。委員長におかれましては、円滑にご進行いただきまして、大変ありがとうございました。

今後の予定についてですが、今年度の委員会としては本日の1回ですが、来年度は今年同様、進捗管理報告のほかに、令和9年度から当計画の第4期の計画策定に向けて動き始める年度になります。アンケート調査等も予定しておりまして、その内容についてご確認いただく機会もあろうかと思っております。委員会の開催時期につきましては、また別途日程調整させていただきたいと思ひますので、大変ご多用かと思ひますが、何とぞご協力いただきますよう、お願ひいたします。

それでは、以上で令和6年度新潟市地域福祉計画策定・推進委員会を閉会させていただきます。本日は、大変ありがとうございました。